



## はじめに

食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化により、農林漁業や食品産業の成長発展、一般消費者の利益の増進に資することを目的とする「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」が令和7(2025)年6月に公布され、令和8(2026)年4月1日に全面施行されました。本稿では、この通称「食料システム法」をご紹介します。

## 法律が成立した背景

近年、国際情勢の変化等による肥料や燃油などの生産資材価格の高騰に加え、国内の物流費や人件費といった様々な費用が上昇しており、食料の供給に要する費用が増加傾向にある一方で、長期にわたるデフレ経済や実質賃金の低下により、低価格の商品が選好され、費用を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続き、わが国の生産者や食品等事業者は大きく影響を受けてきました。

こうしたなか、農政の憲法とも称される食料・農業・農村基本法が令和6(2024)年に改正され、食料安全保障の確保に向けて、食料の合理的な価格の形成については、需給や品質評価が反映されつつ食料の持続的な供給が行われるよう、食料システム(食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体)の関係者により持続的な供給に要する費用が考慮されるようにしなければならない旨が規定さ

れました。これを実現するために令和7(2025)年6月に成立したのが、食料システム法です。

食料の安定的な生産・供給には、生産性の向上や物流の効率化等への不断の努力が必要ですが、生産者や食品等事業者の努力だけでは対応しきれないコスト上昇については、これを考慮した価格形成が図られなければ、持続性が確保されません。また、消費者の皆様は納得感をもって購入してもらうためには、価格転嫁だけでなく、原料の国産化や環境への配慮など付加価値の向上が求められます。こうした課題に対応すべく、本法は、「食品等の取引の適正化」と「食品等事業者による事業活動の促進」の2つの柱からなる法律とし、これらを消費者の理解を得ながら推進することにより、食料の持続的な供給を実現することとしています。

## 食品等の取引の適正化

1つ目の柱の「食品等の取引の適正化」については、食料システム法が全面施行された令和8(2026)年4月以降、飲食料品等<sup>\*1</sup>全般を対象に、取引を行う売り手・買い手双方の事業者に対して、

- ①持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して、協議の申出があった場合、誠実に協議すること
  - ②商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力すること
- といった2つの努力義務が課されることとなりました。

これに関し、農林水産大臣は、努力義務が果たされているかどうかの判断の基準となるべき事

\*1 食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限り)

項(判断基準)を農林水産省令で定め、その判断基準に照らして、事業者の取組が不十分な場合等には、必要に応じて農林水産大臣が指導・助言、勧告・公表等の措置や公正取引委員会への通知を行うこととしています。

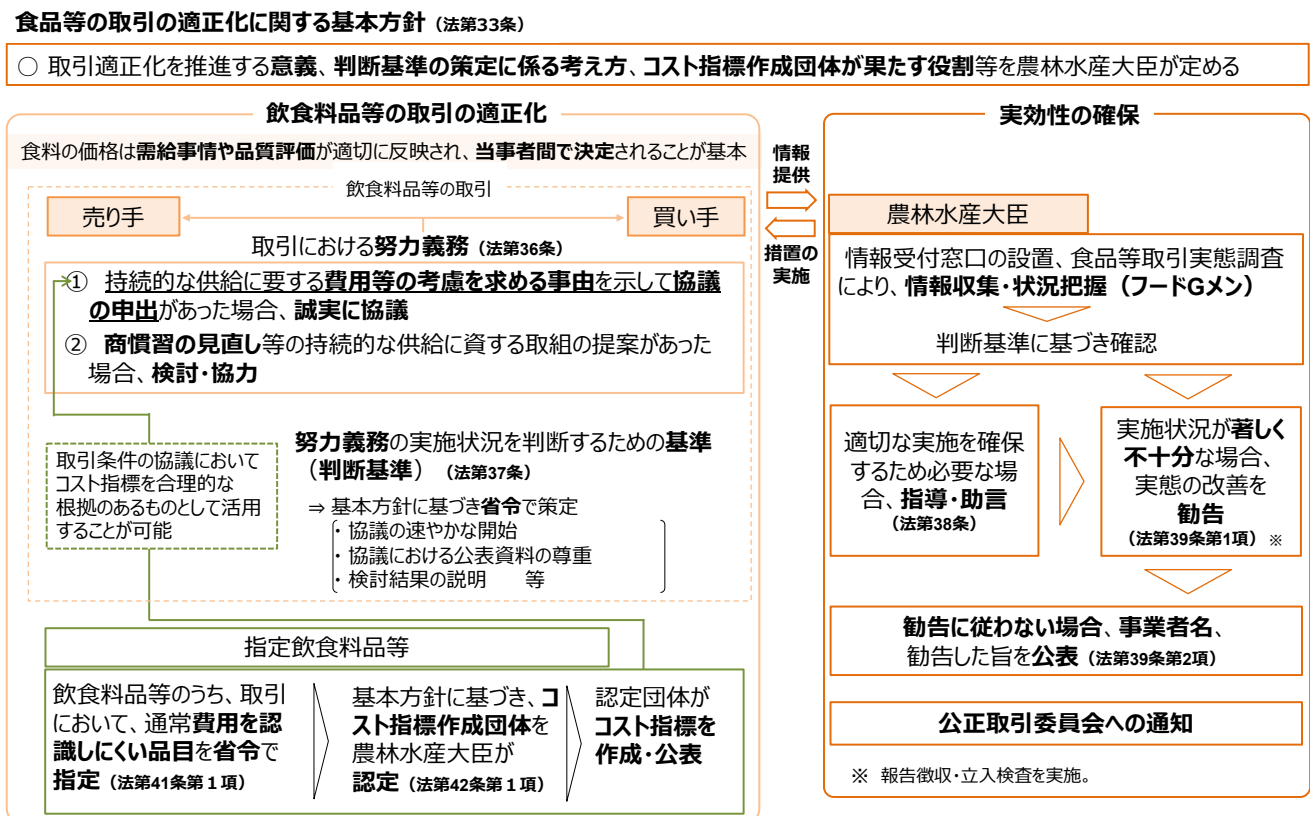
また、飲食料品等のうち、取引において通常費用を認識しにくい品目については、指定品目として農林水産大臣が農林水産省令で品目の指定を行うとともに、その品目の「コスト指標」を作成・公表する団体を農林水産大臣が認定することとされています。認定を受けた民間団体が作成・公表したコスト指標は、取引条件の協議において、合理的な根拠があるものとして活用することが可能になります(図表1)。

これら判断基準と指定品目を指定する農林水産省令については、令和8(2026)年1月30日に公布したところです。また、指定品目となった米穀、野菜、飲用牛乳(成分調整牛乳を除く。)、豆腐及び納豆においては、関係者の間で品目ごとの実情を踏まえた議論が行われているところであり、農林水産省としてもこれらの議論が円滑に進むよう後押ししています。

## 💡 「フードGメン」の配置

食料システム法の円滑な運用を図るため、2025年10月より、農林水産本省・地方農政局等に各2名、合計18名の法執行の担当者「フードGメン」を配置するとともに、「食品等取引実態調査」を開始しています。食品等取引実態調査では、食品等の取引条件に関する協議の状況その他の取引の実態(優良事例や努力義務に関する指導・助言のための事例など)を把握するため、2025年度は、20,000社の食品等事業者・農林漁業者に、アンケート調査を行うとともに、フードGメンによるヒアリング調査を実施したところです。このヒアリング調査は、全面施行後の指導・助言、勧告・公表の措置に当たっての参考情報を得るという側面もありますが、まずは、食品等事業者・農林漁業者の方々の取引における困り事に耳を傾け、課題を集めるということに重点を置いて取り組んでいます。また、農林水産省のウェブサイトの情報受付窓口を設け、食品等事業者・農林漁業者の方々から、食品等の取引条件や商慣習に関する声を届けていただく体制も

図表1 食料システム法による合理的な価格形成の促進(食品等の取引の適正化措置の全体像)



整備しています\*2。

## 💡 消費者の皆様の理解醸成に向けて

合理的な費用を考慮した価格形成による持続的な食料供給の実現のためには、消費者の皆様のご理解が必要不可欠です。このため、農林水産省では2023年度から「フェアプライスプロジェクト」を展開しています\*3。

フェアプライスプロジェクトでは、消費者の皆様へ、農林水産業や食品産業の現状について知っていただき、今後の日本の食の未来について考えていただくことで、食料の持続的な供給について理解を深めていくことを目的としています。「売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を、考える。」をキャッチフレーズに、消費者向けイベントの開催や、動画コンテンツの配信、出前授業の実施等、様々な機会を通じた情報発信等を行っています(図表2)。

図表2 フェアプライスプロジェクト(消費者理解の醸成)

これまでの取組内容	
<p><b>値段のないスーパーマーケット</b></p> <p>食品スーパーを模した会場で、消費者がコストなどの食料供給の現状について学んだ後、実際の商品を手に取り、商品ごとの「みんなにとってフェアな値段」がいくらなのかを考える消費者参加型イベント(総来場者数:9,886名)</p>	 <p>東京駅前のKITTE丸の内他で実施</p>
<p><b>動画の発信</b></p> <p>生産現場の窮状や、小売段階において販売価格を決めることの難しさなど、食品の生産・製造・流通の実情への理解を広げるため、各種動画コンテンツにより広く発信(動画数:32本、総再生回数:約1,400万回)</p>	
 <p>生産現場の窮状、こうした状況に対応策を講じる頑張りなどの生産者の生の声を発信したインタビュー動画</p>	
 <p>生産と消費の間を繋ぐ食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めることの難しさを描いたドラマ仕立ての動画</p>	
 <p>親子等向けに食品の値上げ等の背景を伝える、アニメ作品「あはれ!名作くん」(Eテレ)(2016~2022)コラボ動画</p>	

消費者向けイベントでは、原材料や肥料・飼料等の資材の高騰等、農林水産業・食品産業を取り巻く厳しい現状をパネル展示したうえで、これらを踏まえて持続的な食料供給を実現するためには、食品をいくらで購入するのが良いかを消費者自身で考え、考えた値段で実際に食品を購入することもできる「値段のないスーパーマーケット」を実施しました。参加者からは「展示内容やコンセプトがユニークで面白いと感じた」、「みんなが幸せに暮らすにはどうしたらよいか、子どもと話せたのがよかった」などの評価をいただいたため、広くこのイベント内容を気軽に体験してもらえよう、Web体験版を農林水産省のウェブサイトで公開しています。また、2025年度は品目を豆腐に絞り、原料の大豆の生産から販売までのサプライチェーンの流れと各段階でのコストの費目を展示し、消費者に値付けをしてもらう「値段のない豆腐屋さん」といったイベントも開催しました。「豆腐ひとつにしても色々な工程がありコストがかかっている事がわかった」や「豆腐に限らず色々な食べ物の値段をちゃんと考えなくてはいけないと思った」など、好意的な評価をいただくことができたと考えています。

また、2025年11月と2026年2月には、これらの内容を基に普段食べている食品を小売店で手に取るまでには多くの方が携わり、多くのコストがかかっていることを、豆腐を例にして担当者が中学校に出向いて説明する出前授業を行いました。

さらに、動画コンテンツでは、品目ごとの生産者に生産現場の窮状やこうした状況に対応策を講じる努力などについて話してもらうインタビュー動画や、アニメ作品「あはれ!名作くん」とコラボしたアニメ動画を配信しています。加えて、生産者と消費者をつなぐ役割の食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めることの難しさを描いたドラマ仕立ての「フェアプライス会議」も配信しています。ご興味のある方はぜひご

\*2 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>

\*3 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/index.html>

ご覧ください(図表3)。

図表3



## 💡 食品等事業者による事業活動の促進を図るための「計画認定制度」

食料システム法のもう1つの柱である「食品等事業者による事業活動の促進」のための措置(計画認定制度)については、令和7(2025)年10月1日に施行し、食品等事業者の方々から申請された計画を認定し、支援措置を講じる準備が整いました。

この計画認定制度では、食品産業における付加価値の向上を促すため、食品等事業者による持続可能な食料供給に資する取組や、都道府県などの食品等事業者を支援する団体等が設置するコンソーシアム等の連携推進の取組を農林水産大臣が認定し、支援していくこととしています。

食品等事業者に対する計画認定制度については、次の4つの事業活動に関する事業活動計画を農林水産省が認定します。

- ① 安定取引関係確立事業活動：農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図るもの
- ② 流通合理化事業活動：食品等の流通の合理化による措置により、流通経費削減、付加価値向上、新規需要開拓を図るもの
- ③ 環境負荷低減事業活動：温室効果ガスの排出量の削減、食品廃棄物の発生の抑制等を図るもの
- ④ 消費者選択支援事業活動：食品の持続的な供給に係る消費者の選択や理解醸成に資する情

報伝達を図るもの

各区分が設けられていますが、研究開発や事業再編等も含め、これらに関連する持続可能な食料供給に資する食品等事業者の取組は幅広く認定対象になります。

計画の認定を受けた場合、日本政策金融公庫による長期・低利融資(食品等持続的供給促進資金)や、農業・食品産業技術総合研究機構による設備の供用等の支援・特例措置を受けることが可能となります。

具体的な認定事例としては、食品小売店等が店舗拡大に合わせ、生産者との契約に基づいた国産農林水産物の取引量の拡大を進める取組など、2026年3月31日時点で全国の54計画を認定しています\*4。

## 💡 おわりに

改正された食料・農業・農村基本法において、食料システムが「食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体」と定義され、食料の合理的な価格形成については、食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならないこととされました。食料システム法はその理念の具現化を図るものであり、これを実現するためには、消費者の皆様を含む食料システムの各段階の関係者のご理解・ご協力が不可欠です。一方で、消費者の皆様の立場からすると、納得できる理由なく食品の価格が上がっていくことがあるとすれば、それを受け入れることは難しいと思います。そのため、食料を生産し、加工し、流通させる関係者も、生産性の向上や効率化の努力を続けていくことが重要です。そのうえでそれぞれがお互いの立場や置かれている状況を理解し合い、相手の立場にも思いを馳せて行動していくことが重要だと考えています。この相互理解を深めていくために、引き続き必要な取組を進めてまいります。ご協力を賜れば幸いです。

\*4 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/nintei.html>